

## 只木ゼミ前期第 11 問

ブラジルからの観光客で、カポエイラという格闘技のメストレ（師範）であった甲（身長 185 cm、体重 80 kg）は、令和元年 7 月 9 日午後 10 時ごろ、人通りの多い繁華街が近くにある T 駅の前で、酔っ払った X 女と Y 男（身長 170 cm、体重 60 kg）が揉めているところに遭遇した。甲は、初めはただ酔っ払いが騒いでいるだけだと思い、事態を静観していたが、X 女が叫び声をあげながらコンクリートの地面に尻もちをついたのを目撃したことから、甲は一方的に Y が X に暴行を加えているものと誤解した。そこで甲はこれを止めようとして X と Y に近寄ったところ、Y は、突然体格が良い外国人の甲が自分のほうに近づいてくるのを見て怖くなり、とっさに威嚇するつもりで手を握って胸の前あたりに上げた。それを見た甲は Y がボクシングのファイティングポーズのような姿勢をとって、自らに殴り掛かってくるものと誤信し、自身と X を守ろうと考え、いきなり Y にカポエイラの技である、ハボジアハイア（後ろ回し蹴り）をして、右足を同人の右顔面部分に当て、路上に転倒させて頭蓋骨骨折等の傷害を負わせ、8 日後に同傷害による脳硬膜外出血および脳挫滅により死亡させた。

甲の罪責を検討せよ。

参考判例:昭和 62 年 3 月 26 日第一小法廷決定